

毒物劇物販売業登録申請に必要な書類等

・ 下記の項目を確認し、チェック欄 にチェック をお願いします。

(1) 現物を直接取扱う店舗の場合

- ① 毒物劇物販売業登録申請書〔別記第2号様式〕
- ② 店舗の付近見取図
- ③ 店舗の平面図〔様式1〕
(毒物劇物貯蔵施設の設置場所を記入)
(デパート、スーパーマーケット等の大規模小売店舗等内に開設するときは、
店舗の位置を示す図面(店舗全体の図面)も併せて提出)
- ④ 店舗内の貯蔵陳列棚又は倉庫の立体図〔様式2〕
(施錠位置、寸法、「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」の表示位置を記載)
- ⑤ 登記事項証明書(法人のみ)(6ヶ月以内のもの)(原本及び写し)
- ⑥ 毒物劇物取扱責任者設置届〔別記第8号様式〕及びその他必要書類
→別添「毒物劇物取扱責任者設置・変更届出に必要な書類等」参照
- ⑦ 登録申請手数料 14,700円 (現金)

(2) 現物を直接取扱わない店舗の場合 (いわゆる伝票操作)

- ① 毒物劇物販売業登録申請書〔別記第2号様式〕
- ② 店舗の付近見取図
- ③ 店舗の平面図〔様式1〕
- ④ 登記事項証明書(法人のみ)(6ヶ月以内のもの)(原本及び写し)
- ⑤ 登録申請手数料 14,700円 (現金)